

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による第30条の11第1項の確認の辞退の届出があったため、同法第58条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年7月29日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 子ども・子育て支援法第7条第10項第4号に規定する施設（認可外保育施設）

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		辞退年月日
	名称	所在地	
埼玉ヤクルト販売株式会社	埼玉ヤクルト保育園 あおきもぐもぐ 保育ルーム	川口市西青木 5-12-19	令和3年4月30日